

## 5. 介護保険に関する手続き

### 65歳以上または介護認定を受けていた

#### 手続き① 介護保険資格喪失届の提出、証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却または破棄してください。 介護保険負担割合証および介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は、返却または破棄してください。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	高齢者福祉課 ☎ 0856-31-0682 FAX 0856-24-0181

#### 手続き② 還付金等受取代表者選任届の提出

手続き詳細	期 限
後日、亡くなられた方の生前の住所に保険料の未納または還付、高額介護サービス費などに関する通知を送付する場合があります。必要事項を記入し提出してください。	2年以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢者福祉課 ☎ 0856-31-0682 FAX 0856-24-0181

